

改正 平成28年11月30日 原規技発第1611305号 原子力規制委員会決定

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

原子力規制委員会

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年11月30日より施行する。

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部分は改正部分）

○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則   | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)  | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)      |
|--|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> | <p>第1条 (定義)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 第1条第1項の規定により使用する用語のうち、核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第8号に規定する「安全上重要な施設」については、「安全上重要な施設」が果たす安全機能の性質に応じて、次の2種類に分類すること。</u></p> <p><u>一 異常発生防止系（PS）：その機能の喪失により、施設検査対象施設を異常状態に陥れ、もって公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p><u>二 異常影響緩和系（MS）：施設検査対象施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの</u></p> <p><u>3 上記2の「安全上重要な施設」とは、以下に掲げるものが含まれるものをいう。</u><br/> <u>ただし、安全機能が喪失したとしても、公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>一 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器</u></p> <p><u>二 使用済燃料、高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</u></p> <p><u>三 上記一及び二の系統及び機器の排気系統</u></p> <p><u>四 上記一及び二の系統及び機器を収納するセル等</u></p> <p><u>五 上記四のセル等の排気系統</u></p> <p><u>六 上記四のセル等を収納する構築物及びその換気系統</u></p> <p><u>七 核燃料物質を非密封で大量に取り扱う系統及び機器の排気系統</u></p> <p><u>八 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源</u></p> <p><u>九 熱的、化学的又は核的制限値を有する設備・機器並びに当該制限値を維持するための設備・機器</u></p> <p><u>十 臨界事故の発生を直ちに検知し、これを未臨界にするための設備・機器</u></p> <p><u>十一 使用済燃料を貯蔵するための施設</u></p> <p><u>十二 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設</u></p> <p><u>十三 その他上記各系統・設備・機器等の安全機能を維持するために必要な系統・設備・機器等のうち、安全上重要なもの</u></p> <p><u>4 上記3に規定する「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」とは、周辺監視区域</u></p> | <p>第1条 (定義)</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則   | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)   | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)   |
|--|--|---|
|  | <p><u>周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。当該実効線量の評価方法としては、別記1のとおりとする。</u></p>  |   |
| <p>(閉じ込めの機能)<br/>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> | <p>第2条 (閉じ込めの機能)<br/>1～5 (略)<br/>6 第2条について、使用施設等は、設計評価事故時においても可能な限り前述の負圧維持、漏えい防止、逆流防止等の必要な機能が確保されるよう設計されており、設計評価事故時において、公衆に著しい放射線被ばく<u>のリスクを与えないよう</u>、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる機能を有する設計であること。</p>  | <p>第2条 (閉じ込めの機能)<br/>1～5 (略)<br/>6 第2条について、使用施設等は、設計評価事故時においても可能な限り前述の負圧維持、漏えい防止、逆流防止等の必要な機能が確保されるよう設計されており、設計評価事故時において、公衆に著しい放射線被ばくを与えないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる機能を有する設計であること。</p>  |
| <p>(遮蔽)<br/>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>        | <p>第3条 (遮蔽)<br/>1 第3条に規定する「適切な遮蔽能力を有するもの」とは、「<u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)</u>」(以下「<u>線量告示</u>という。))で定める「<u>管理区域に係る線量等</u>」、「<u>周辺監視区域外の線量限度</u>」及び「<u>放射線業務従事者に係る線量限度</u>」を満足するために、必要に応じて、遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることをいう。<br/>なお、同一の周辺監視区域内に複数の施設がある場合は、各施設からの線量も適切に考慮すること。<br/>2～5 (略)</p> | <p>第3条 (遮蔽)<br/>1 第3条に規定する「適切な遮蔽能力を有するもの」とは、「<u>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(昭和63年7月26日科学技術庁告示第20号)</u>」(以下「<u>線量告示</u>という。))で定める「<u>管理区域に係る線量等</u>」、「<u>周辺監視区域外の線量限度</u>」及び「<u>放射線業務従事者の線量限度</u>」を満足するために、必要に応じて、遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることをいう。<br/>なお、同一の周辺監視区域内に複数の施設がある場合は、各施設からの線量も適切に考慮すること。<br/>2～5 (略)</p>   |
| <p>(火災等による損傷の防止)<br/>第四条<br/>(略)</p>                                     | <p>第4条 (火災等による損傷の防止)<br/>1～3 (略)<br/><u>4～6 (削る)</u></p>   | <p>第4条 (火災等による損傷の防止)<br/>1～3 (略)<br/><u>4 上記3の「安全上重要な施設」については、「安全上重要な施設」が果たす安全機能の性質に応じて、次の2種類に分類すること。</u><br/>一 異常発生防止系(P.S)：その機能の喪失により、施設検査対象施設を異常状態に陥れ、もって公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの<br/>二 異常影響緩和系(M.S)：施設検査対象施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの<br/>5 上記3の「安全上重要な施設」とは、以下に掲げるものが含まれるものをいう。<br/><u>ただし、安全機能が喪失したとしても、公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</u><br/>一 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器<br/>二 使用済燃料、高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</p> |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則  | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)                                      | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)  |
|---|---|--|
|   |   | <p>三 <u>上記一及び二の系統及び機器の排気系統</u></p> <p>四 <u>上記一及び二の系統及び機器を収納するセル等</u></p> <p>五 <u>上記四の排気系統</u></p> <p>六 <u>上記四のセル等を収納する構築物及びその換気系統</u></p> <p>七 <u>核燃料物質を非密封で大量に取り扱う系統及び機器の排気系統</u></p> <p>八 <u>非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源</u></p> <p>九 <u>熱的、化学的又は核的制限値を有する設備・機器並びに当該制限値を維持するための設備・機器</u></p> <p>十 <u>臨界事故の発生を直ちに検知し、これを未臨界にするための設備・機器</u></p> <p>十一 <u>使用済燃料を貯蔵するための施設</u></p> <p>十二 <u>高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設</u></p> <p>十三 <u>その他上記各系統・設備・機器等の安全機能を維持するために必要な系統・設備・機器等のうち、安全上重要なもの</u></p> <p>6 <u>上記5に規定する「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」とは、周辺監視区域周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えることをいう。</u></p> |
| 第五条～第七条 (略)   | 第五条～第七条 (略)   | 第五条～第七条 (略)  |
| (施設検査対象施設の地盤)<br>第八条<br>(略)   | 第八条 (施設検査対象施設の地盤)<br>別記2のとおりとする。  | 第八条 (施設検査対象施設の地盤)<br>別記1のとおりとする。   |
| (地震による損傷の防止)<br>第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。<br>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。<br>3・4 (略) | 第九条 (地震による損傷の防止)<br>別記3のとおりとする。   | 第九条 (地震による損傷の防止)<br>別記2のとおりとする。  |
| 第十条～第二十一条 (略)   | 第10条～第21条 (略)   | 第10条～第21条 (略)  |
| (設計評価事故時の放射線障害の防止)<br>第二十二条<br>(略)  | 第22条 (設計評価事故時の放射線障害の防止)<br>1 (略)<br>2 上記1の「著しい放射線被ばくのリスク」とは、周辺監視区域周辺の公衆の実 | 第22条 (設計評価事故時の放射線障害の防止)<br>1 (略)<br>2 上記1の「著しい放射線被ばくのリスク」とは、周辺監視区域周辺の公衆の実  |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則  | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)  | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)  |
|---|---|--|
|   | <p>効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>3・4 (略)</p>   | <p>効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えることをいう。</p> <p>3・4 (略)</p>  |
| 第二十三条 (略)   | 第23条 (略)  | 第23条 (略)   |
| <p>(廃棄施設)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げる<br/>ところにより、放射性廃棄物を処理す<br/>るための施設又は設備を設けなけれ<br/>ばならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る<br/>場所及び周辺監視区域の外の空気<br/>中の放射性物質の濃度を低減でき<br/>るよう、使用施設等において発生す<br/>る放射性廃棄物を処理する能力を<br/>有するものであること。ただし、空<br/>気に放射性物質が飛散するおそれ<br/>のないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水<br/>中の放射性物質の濃度を低減でき<br/>るよう、使用施設等において発生す<br/>る放射性廃棄物を処理する能力を<br/>有するものであること。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>第24条 (廃棄施設)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項第1号に規定する「空气中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、排気設備が以下の要件を満たすことをいう。「<u>空气中に放射性物質が飛散するおそれのないとき</u>」には、密封された容器に核燃料物質が封入されているとき、使用又は貯蔵する核燃料物質が極めて少量であつて、放射線業務従事者の呼吸する空气中及び周辺監視区域外の空气中の放射性物質の濃度が線量告示を満足することが明らかであるときを含む。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第1号及び第2号の規定において、通常時の線量評価の条件は、以下のとおりであること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 放射線業務従事者の線量評価は、廃棄施設の処理する能力等を考慮した内部被ばく評価と核燃料物質等からの直接線による外部被ばくの評価とを適切に合算し、原子力規制委員会が定める線量限度以下となることを確認すること。この際、当該線量評価には、管理区域に点検等のために定期に立ち入ることによる被ばく量を含めること。</u></p> <p>5～7 (略)</p> | <p>第24条 (廃棄施設)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項第1号に規定する「空气中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、排気設備が以下の要件を満たすことをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第1号及び第2号の規定において、通常時の線量評価の条件は、以下のとおりであること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5～7 (略)</p> |
| 第二十五条～第二十八条 (略)   | 第25条～第28条 (略)   | 第25条～第28条 (略)  |
| <p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>第二十九条 施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>   | <p>第29条 (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>1 第29条に規定する「発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの」とは、設計評価事故を超える事故であつて、周辺監視区域周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるものをいう。</p> <p>2～4 (略)</p>  | <p>第29条 (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>1 第29条に規定する「発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの」とは、設計評価事故を超える事故であつて、周辺監視区域周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えるものをいう。</p> <p>2～4 (略)</p>   |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)   | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)  |
|--------------------------|--|--|
|                          | (注) 第1条から第29条に関し、核燃料物質の使用等に関する規則第1条の2に基づく核燃料物質の使用の許可の申請及び第2条の変更の許可の申請は、申請ごとに別記4の様式を参考に作成するものとする。 | (注) 第1条から第29条に関し、核燃料物質の使用等に関する規則第1条の2に基づく核燃料物質の使用の許可の申請及び第2条の変更の許可の申請は、申請ごとに別記3の様式を参考に作成するものとする。 |

| <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br/>(改正後)</p>   | <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br/>(現行)</p> |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">(別記 1)</p> <p style="text-align: center;"><u>安全上重要な施設の有無の確認に当たっての実効線量の評価方法</u></p> <p>第 1 条 4 に規定する評価方法は、以下のとおりとする。</p> <p>1. <u>構築物、系統及び機器（以下この別記 1 において「SSC」という。）の機能の喪失による周辺監視区域周辺の公衆への実効線量を評価する。</u></p> <p>2. <u>当該機能の喪失は、機器の故障等に加え、地震、津波その他の外部事象による使用施設等の損傷も考慮することとする。</u></p> <p>3. <u>外部事象による使用施設等の損傷を考慮する場合の SSC の機能の喪失による周辺監視区域周辺の公衆への実効線量の評価（以下この別記 1 において「外部事象評価」という。）にあたっては、以下を基本とする。なお、使用施設等の立地状況を考慮して、必要に応じて、自然現象の重畳についても考慮し、外部事象評価を行うこととする。</u></p> <p>(1) 地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地震は、S クラスに属する施設に求められる程度の地震力を設定することとする。当該地震力を設定しない場合は、SSC の機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。</u></li> <li>・<u>外部事象評価に当たっては、上記地震力を受けた場合における使用施設等の損傷を当該使用施設等の設計に応じて考慮し、適切な除染係数（DF）等を設定するものとする。</u></li> </ul> <p>(2) 津波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>津波は、基準津波相当の津波高さ及び遡上範囲を設定することとする。ただし、その設定に当たっては、必ずしも地質学的調査等を行う必要はなく、国や地方公共団体が公表している想定津波高さ及び周辺の原子力施設で設定された津波高さを参考に、使用施設等の立地状況を考慮して、津波高さ及び遡上範囲を設定することも可能とする。当該津波高さを設定しない場合は、SSC の機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。また、当該津波高さを設定しても津波の遡上がないことを確認した場合は、外部事象評価を不要としその評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超えないものとみなす。</u></li> <li>・<u>外部事象評価に当たっては、津波により使用施設等が損傷した場合に核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物が津波によって当該使用施設等外へ流出しないような措置（固縛、一部の部屋及び設備・機器の強固な設計対応等）を考慮し、又は流出した場合における適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</u></li> </ul> <p>(3) 竜巻</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>竜巻は、既往最大の竜巻（日本で過去に発生した最大級の竜巻）の規模を考慮して設定することとする。</u></li> </ul> | <p>(新設)</p>                                 |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)  | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)   |
|---|---|
| <p>・外部事象評価に当たっては、竜巻により使用施設等が損傷した場合に、核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物が竜巻によって飛来物として当該使用施設等外へ飛散しないような措置（固縛、一部の部屋及び設備・機器の強固な設計対応等）を考慮し、又は飛散した場合における適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</p> <p>（４）その他の外部からの衝撃について</p> <p>地震、津波及び竜巻以外の自然現象（洪水、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等）及び工場等内又はその周辺において想定される事象であって人為によるもの（飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等。ただし、故意によるものを除く。）の外部事象評価は、次のとおりとする。</p> <p>・これらの事象は、使用施設等の立地状況を考慮して、その荷重を設定することとする。当該荷重を設定しない場合は、SSCの機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。また、これらの事象の発生が除外できる場合又はその影響が極めて小さいことが明らかな場合は、その評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えないものとみなす。</p> <p>・外部事象評価に当たっては、上記荷重を受けた場合における使用施設等の損傷を考慮し、適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</p>  |   |
| <p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第8条（施設検査対象施設の地盤）<br/>(以下略)</p>   | <p style="text-align: right;">(別記1)</p> <p>第8条（施設検査対象施設の地盤）<br/>(以下略)</p>   |
| <p style="text-align: right;">(別記3)</p> <p>第9条（地震による損傷の防止）<br/>1 （略）<br/>2 第9条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。施設検査対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラスに分類するものとする。</p> <p>一 耐震クラス分類Ⅰ<br/>施設検査対象施設は、以下のクラスに分類するものとする。ただし、施設の特徴に応じて、合理的な理由がある場合は、二の耐震クラス分類Ⅱによることができる。</p> <p>① Sクラス<br/>自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に放出する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に、外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば、次の施設が挙げられる。</p> <p>a)～c) （略）<br/>上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、周辺監視区域周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> | <p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第9条（地震による損傷の防止）<br/>1 （略）<br/>2 第9条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。施設検査対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラスに分類するものとする。</p> <p>一 耐震クラス分類Ⅰ<br/>施設検査対象施設は、以下のクラスに分類するものとする。ただし、施設の特徴に応じて、合理的な理由がある場合は、二の耐震クラス分類Ⅱによることができる。</p> <p>① Sクラス<br/>自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に放出する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に、外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば、次の施設が挙げられる。</p> <p>a)～c) （略）<br/>上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、周辺監視区域周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えることをいう。</p> |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)   | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)   |
|--|---|
| <p>② Bクラス<br/>機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設をいい、例えば、次の施設が挙げられる。</p> <p>a) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又は核燃料物質を非密封で取り扱う設備・機器を収納するセル又はグローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの。(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器<br/>なお、Sクラスに属する施設を有しない使用施設等のうち、安全機能を喪失した場合に<u>周辺監視区域周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低いものは、Cクラスに分類することができる。</u>この場合において、上記の「<u>周辺監視区域周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低い</u>」とは、「<u>発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針</u>」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)を参考に、<u>実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以下であることをいう。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 第9条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する施設検査対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 耐震クラス分類I</p> <p>① Sクラス(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(略)</p> <p>② Bクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。ただし、Sクラスに属する施設を有しない使用施設等に対しては、共振のおそれのある施設への影響の検討に用いる地震動として、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに代えて、建築基準法等に基づく評価において使用する地震動を参考に設定することができる。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</li> </ul> <p>③ (略)</p> <p>二 耐震クラス分類II</p> <p>① 第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。</li> <li>・設備・機器については、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。また、設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがないこと。</li> </ul> <p>② 第2類及び第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容</li> </ul> | <p>② Bクラス<br/>機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設をいい、例えば、次の施設が挙げられる。</p> <p>a) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又は核燃料物質を非密封で取り扱う設備・機器を収納するセル又はグローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの。(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>③ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 第9条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する施設検査対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 耐震クラス分類I</p> <p>① Sクラス(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(略)</p> <p>② Bクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</li> </ul> <p>③ (略)</p> <p>二 耐震クラス分類II</p> <p>① 第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力を許容限界とすること。</li> <li>・設備・機器については、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。また、設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがないこと。</li> </ul> <p>② 第2類及び第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力を許容限界と</li> </ul> |

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈  
(改正後)

界とすること。  
・設備・機器については、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。  
4～8 (略)

(以下略) (別記4)

1. ～6. (略)  
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備

|              |   |     |
|--------------|---|-----|
| 位置(注18)      |   |     |
| 形態           |   | (略) |
| 主要構造部等(注19)  |   | (略) |
| 遮遮蔽壁         | 施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽(注21)                 |     |
| その他の物の等      | 管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽(注22) |     |
| 核燃料物質を取り扱う室  |   | (略) |
| 汚染検査をするための設備 |   | (略) |
| 出入口          |   | (略) |
| 管理区域         |   | (略) |

8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備

|              |   |     |
|--------------|---|-----|
| 位置(注30)      |   |     |
| 貯蔵のための施設又は設備 |   | (略) |
| 遮遮蔽壁         | 施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽(注33)                 |     |
| その他の物の等      | 管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽(注34) |     |
| 貯蔵容器(注35)    |   | (略) |
| 冷却のための措置     |   |     |
| 出入口          |   | (略) |
| 施錠又は立入制限の措置  |   |     |

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈  
(現行)

すること。  
・設備・機器については、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。  
4～8 (略)

(以下略) (別記3)

1. ～6. (略)  
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備

|              |                               |     |
|--------------|-------------------------------|-----|
| 位置(注18)      |                               |     |
| 形態           |                               | (略) |
| 主要構造部等(注19)  |                               | (略) |
| 遮遮蔽壁         | 施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注21)       |     |
| その他の物の等      | 管理区域の境界又は周辺監視区域の境界に対する遮蔽(注22) |     |
| 核燃料物質を取り扱う室  |                               | (略) |
| 汚染検査をするための設備 |                               | (略) |
| 出入口          |                               | (略) |
| 管理区域         |                               | (略) |

8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備

|              |                              |     |
|--------------|------------------------------|-----|
| 位置(注30)      |                              |     |
| 貯蔵のための施設又は設備 |                              | (略) |
| 遮遮蔽壁         | 施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注33)      |     |
| その他の物の等      | 管理区域の境界、周辺監視区域の境界に対する遮蔽(注34) |     |
| 貯蔵容器(注35)    |                              | (略) |
| 冷却のための措置     |                              |     |
| 出入口          |                              | (略) |
| 施錠又は立入制限の措置  |                              |     |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)                        |   |
|---|---|
| 管理区域  | (略)   |
| 貯蔵能力(注36)   |   |
| 9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備                    |   |
| 位置(注37)   |   |
| 廃棄の方法   | (略)   |
| 主要構造部等  | (略)   |
| 遮<br>蔽<br>壁<br>そ<br>の<br>物<br>他<br>等                        | 施設内の常時立ち入る場所<br>に対する閉じ込め及び遮蔽<br>(注38)                         |
|   | 管理区域内の閉じ込め及び<br>その境界に対する遮蔽並び<br>に周辺監視区域の境界に対<br>する遮蔽<br>(注39) |
| 排気施設  | (略)   |
| 排水施設  | (略)   |
| 核燃料物質等を取り扱う室  | (略)   |
| 汚染検査をするための設備  | (略)   |
| 焼却設備  | (略)   |
| 固型化設備   | (略)   |
| 保管廃棄施設  | (略)   |
| 冷却のための措置  |   |
| 出入口   | (略)   |
| 管理区域  | (略)   |
| 保管廃棄の能力 (注58)   |   |
| 10. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備<br>(注 59) |   |
| (1)～(28) (略)  |   |
| 11. 添付書類 (原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類)                          |   |
| 11-1. ～2. (略)   |   |
| 11-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書                              |   |
| 説明(注 60)  |   |
| 組織図   |   |
| (削る)  |   |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)                         |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 管理区域  | (略)                                   |
| 貯蔵能力(注36)   |                                       |
| 9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備                    |                                       |
| 位置(注37)   |                                       |
| 廃棄の方法   | (略)                                   |
| 主要構造部等  | (略)                                   |
| 遮<br>蔽<br>壁<br>そ<br>の<br>物<br>他<br>物                        | 施設内の常時立ち入る場所<br>に対する遮蔽<br>(注38)       |
|   | 管理区域の境界又は周辺監<br>視区域の境界に対する遮蔽<br>(注39) |
| 排気施設  | (略)                                   |
| 排水施設  | (略)                                   |
| 核燃料物質等を取り扱う室  | (略)                                   |
| 汚染検査をするための設備  | (略)                                   |
| 焼却設備  | (略)                                   |
| 固型化設備   | (略)                                   |
| 保管廃棄施設  | (略)                                   |
| 冷却のための措置  |                                       |
| 出入口   | (略)                                   |
| 管理区域  | (略)                                   |
| (新設)  |                                       |
| 10. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備<br>(注 58) |                                       |
| (1)～(28) (略)  |                                       |
| 11. 添付書類 (原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類)                          |                                       |
| 11-1. ～2. (略)   |                                       |
| 11-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書                              |                                       |
| 説明(注 59)  |                                       |
| 組織図   |                                       |
| 有資格者数(注 60)   |                                       |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)  |  | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)   |  |
|---|--|---|--|
| 保安教育・訓練(注 61)   |  | 保安教育・訓練(注 61)   |  |
| ※ (略)<br>注 1～6 (略)  |  | ※ (略)<br>注 1～6 (略)  |  |
| 7 「核燃料物質の種類」 劣化ウラン、天然ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン 233、トリウム又は使用済燃料(原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質)を記載すること。なお、濃縮ウランについては、濃縮度別に記載すること。また、従来使用していた核燃料物質を今後使用しないため、保管廃棄する場合については、注7を付した欄に規定する「核燃料物質の種類」を「放射性廃棄物の種類」と変更した上で、( )書きで従来の核燃料物質の種類を記載すること。  |  | 7 「核燃料物質の種類」 劣化ウラン、天然ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン 233、トリウム又は使用済燃料(原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質)を記載すること。なお、濃縮ウランについては、濃縮度別に記載すること。  |  |
| 8～10 (略)  |  | 8～10 (略)  |  |
| 11 「使用施設の場所」「貯蔵施設の場所」「廃棄施設の場所」 使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の名称(建屋名、部屋名)等、工場又は事業所内における具体的な位置及び場所が正確に分かるよう記載すること。また、管理区域及び周辺監視区域の設定の考え方及びそれらを示した図面を添付する旨を記載した上で、当該図面を添付すること。  |  | 11 「使用施設の場所」「貯蔵施設の場所」「廃棄施設の場所」 使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の名称(建屋名、部屋名)等、工場又は事業所内における具体的な位置及び場所が正確に分かるよう記載すること。なお、位置及び場所を示す図面を添付し、管理区域及び周辺監視区域を明示すること。  |  |
| 12 「核燃料物質の種類」 「3. 核燃料物質の種類」に記載した種類毎に記載すること。なお、濃縮ウランについては、ウラン 235 の量も記載すること。核燃料物質の種類ごとに、密封・非密封を別に記載すること。また、化合物については、ウラン、トリウム及びプルトニウム重量を記載すること。また、従来使用していた核燃料物質を今後使用しないため、保管廃棄する場合については、注12を付した欄に規定する「核燃料物質の種類」を「放射性廃棄物の種類」と変更した上で、( )書きで従来の核燃料物質の種類を記載すること。  |  | 12 「核燃料物質の種類」 「3. 核燃料物質の種類」に記載した種類毎に記載すること。なお、濃縮ウランについては、ウラン 235 の量も記載すること。核燃料物質の種類ごとに、密封・非密封を別に記載すること。また、化合物については、ウラン、トリウム及びプルトニウム重量を記載すること。   |  |
| 13 「予定使用期間」 “自：許可日”とし、至は、原則として、現時点で使用を予定している期間の年度末までとし、終期を設定していない場合は、「廃止措置を終了するまでの期間」と記載すること。ただし、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、記載を不要とする。  |  | 13 「予定使用期間」 “自：許可日”とし、至は、原則として、現時点で使用を予定している期間の年度末までとし、終期を設定していない場合は、「廃止措置を終了するまでの期間」と記載すること。   |  |
| 14 「最大存在量」 工場若しくは事業所又は施設に存在する核燃料物質の最大の(予定)量をいう。また、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合であって、核燃料物質で廃棄しようとするものがある場合は、その量について記載すること。  |  | 14 「最大存在量」 工場若しくは事業所又は施設に存在する核燃料物質の最大の(予定)量をいう。   |  |
| 15 「延べ取扱量」 任意の1年間において予定される核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄等、それぞれの取扱合計量のうち、いずれか最大の量をいう。ただし、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、記載を不要とする。  |  | 15 「延べ取扱量」 任意の1年間において予定される核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄等、それぞれの取扱合計量のうち、いずれか最大の量をいう。   |  |
| 16 「施設ごと」 事業所内に複数の使用施設等がある場合、施設ごとについても記載すること。なお、施設ごとについては、3月間使用量及び1日最大使用量も記載すること。また、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、注12及び注14の例により記載すること。ただし、この場合において、予定使用期間、延べ取扱量、3月間使用量及び1日最大使用量については、記載を不要とする。  |  | 16 「施設ごと」 事業所内に複数の使用施設がある場合、施設ごとについても記載すること。なお、施設ごとについては、3月間使用量及び1日最大使用量も記載すること。  |  |
| 17～20 (略)   |  | 17～20 (略)   |  |
| 21 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」 非密封の核燃料物質を使用する場合のフード及びグローブボックス等での閉じ込め機能の方法並びに作業室内の空気中の放射性物質の濃度の評価結果を記載すること。遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。また、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)」に定める放射性物質の濃度限度を満たしていることの評価結果及び被ばく管理についても記載すること。 |  | 21 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。また、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(昭和63年科学技術庁告示第20号)」に定める放射性物質の濃度限度を満たしていること及び被ばく管理についても記載すること。 |  |
| 22 「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」 注21の例により記載すること。   |  | 22 「管理区域の境界又は周辺監視区域の境界に対する遮蔽」 注21の例により記載すること。   |  |
| 23～32 (略)   |  | 23～32 (略)   |  |

| 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(改正後)   | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>(現行)   |
|--|---|
| <p>3 3 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」 注 21 の例により記載すること。</p> <p>3 4 「<u>管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽</u>」 注 22 の例により記載すること。</p> <p>3 5～3 7 (略)</p> <p>3 8 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」 注 21 の例により記載すること。</p> <p>3 9 「<u>管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽</u>」 注 22 の例により記載すること。</p> <p>4 0～5 7 (略)</p> <p>5 8 「<u>保管廃棄の能力</u>」 <u>放射性廃棄物の種類ごと及び保管廃棄場所ごとに保管廃棄容器の量等の最大保管能力を記載すること。</u></p> <p>5 9 「閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」 本文には、施設、設備、対策等の概要とともに、<u>閉じ込め及び遮蔽に係る評価結果、設計・工事の方法の概要を記載し、詳細内容は、「11. 添付書類」に記載すること。</u>なお、通常時に考慮すべき事項に関する詳細内容は「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」に記載し、設計評価事故等への対応は「想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に应ずる災害防止の措置に関する説明書」に記載すること。施設によって、記載が必要な項目は以下のとおり。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>なお、令 41 条非該当施設は、申請にあたり「10. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」のうち、記載の必要がない欄は削除しても構わない。</p> <p>6 0 「説明」 原子炉等規制法に基づく事業（使用、製錬、加工、原子炉の設置、貯蔵、再処理、廃棄の事業等）をこれまで実施している場合にはその状況を記載するとともに、特に、核燃料物質の取扱いの経験を持つ技術者の人数、経験年数について記載すること。また、組織図、保安教育・訓練の実施方針から、運用及び保安体制を説明し、核燃料物質の使用を適確に遂行するに足りる能力を有していることを説明すること。<u>(その説明において、保安体制に関わる有資格者が必要であるとした場合は、資格の種類及び有資格者の人数を記載すること。この場合において「有資格者」とは、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、技術士等の国家資格等の取得者をいう。)</u></p> <p>(削る)</p> <p>6 1 (略)</p> <p>備考 (略)</p> | <p>3 3 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注 21 の例により記載すること。</p> <p>3 4 「<u>管理区域の境界又は周辺監視区域の境界に対する遮蔽</u>」 注 22 の例により記載すること。</p> <p>3 5～3 7 (略)</p> <p>3 8 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注 21 の例により記載すること。</p> <p>3 9 「<u>管理区域の境界又は周辺監視区域の境界に対する遮蔽</u>」 注 22 の例により記載すること。</p> <p>4 0～5 7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 8 「閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」 本文には、施設、設備、対策等の概要とともに、<u>計算結果、設計・工事の方法の概要を記載し、詳細内容は、「11. 添付書類」に記載すること。</u>なお、通常時に考慮すべき事項に関する詳細内容は「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」に記載し、設計評価事故等への対応は「想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に应ずる災害防止の措置に関する説明書」に記載すること。施設によって、記載が必要な項目は以下のとおり。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>なお、令 41 条非該当施設は、申請にあたり「10. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」のうち、記載の必要がない欄は削除しても構わない。</p> <p>5 9 「説明」 原子炉等規制法に基づく事業（使用、製錬、加工、原子炉の設置、貯蔵、再処理、廃棄の事業等）をこれまで実施している場合にはその状況を記載するとともに、特に、核燃料物質の取扱いの経験を持つ技術者の人数、経験年数について記載すること。また、組織図、<u>有資格者数、保安教育・訓練の実施方針から、運用及び保安体制を説明し、核燃料物質の使用を適確に遂行するに足りる能力を有していることを説明すること。</u></p> <p>6 0 「<u>有資格者数</u>」 <u>有資格者とは、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、技術士等の国家資格等をいう。</u></p> <p>6 1 (略)</p> <p>備考 (略)</p> |
| <p>1. ～4. (略)</p> <p>(注) 次頁以降には、核燃料物質使用許可申請書の「別紙」を「別添」に名称変更し、変更後の全文（変更がない箇所は従前の記載どおりの記載のもの）を添付すること。なお、1つの許可で複数の使用施設等の許可を得ている場合は、変更があった使用施設等についてのみ全文を添付すること。</p> <p>また、変更が生じた箇所については、新旧対照表を添付すること。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p>   | <p>1. ～4. (略)</p> <p>(注) 次頁以降には、核燃料物質使用許可申請書の「別紙」を「別添」に名称変更し、変更後の全文を添付すること。</p> <p>また、変更が生じた箇所については、新旧対照表を添付すること。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p>  |